

1. 外国人材の確保について

- 地方圏の事業者は、都市部に比べて人手不足がより深刻さを増しており、このままでは生産活動に支障を来しかねない状況にある中、外国人材は人手不足への対応に有効な選択肢の一つとなっている。
- 一方、新たな制度として検討が進められている（仮称）育成就労制度においては、転籍の要件が緩和される予定であり、都市部への人材流出など、地域間格差の拡大も懸念される。

【提言内容】

○現行の技能実習制度や特定技能制度において、地域の実情に応じて、重要な産業を対象職種として追加することや、一定有効求人倍率が上がった職種を対象として認めるなど、柔軟かつ迅速な制度運用を望む（現行の技能実習制度2号移行対象職種は「別添1」のとおり）。

- なお、県内の聞き取りにより、以下の具体的な課題を把握しているところ（詳細は「別添2」参照）

(1)全般 外国人材の受入における事務手続き等の簡素化

外国人材の受入申請においては、膨大な書類が必要となっており、監理団体や受入事業者の負担が大きい

(2)農業

現状「栽培管理又は飼養管理が含まれていることが必要、集荷場のみの従事は不可（特定技能）」といった制限があり、JA集荷場での雇用が出来ない

(3)林業、木材・木製品製造業

技能実習制度では林業分野が2号対象職種に含まれていない。また、特定技能制度では林業・木材産業分野が対象職種に含まれていないため、人材の確保・育成が十分に行えない

(4)製紙業

高知県では製紙業が主要な産業の一つである一方、技能実習制度ではごく一部のみ対象、特定技能制度では対象となっていない

(5)製造業

ワイヤーハーネス製造事業が人手不足であり、生産計画に影響が出ているが、技能実習制度の対象職種に含まれていない

2. その他の規制緩和について

- その他、各産業分野において規制緩和が有効・必要な対策となる課題があるため以下のとおり提言する（詳細は「別添2」参照）。

(1)水産業

- 船舶職員及び小型船舶操縦者法における配乗基準等の見直し
近海かつお漁業では、特に4級機関士の免許を有している者の確保に苦慮しており、これを理由に廃業する事業者も現れている

(2)林業、建設業

- 特定地域づくり事業協同組合における林業分野（地ごしらえ、植栽）や建設業分野への派遣の解禁

(3)建設業

- 監理技術者等を専任で配置すべき重要な建設工事の対象となる工事の請負金額の引き上げ
若手入職者が少なく、人手が足りていない状況にある中、技術者の専任配置が困難として、新たな工事を受注できない事態が発生している

(4)運輸業（公共交通）

- 地方創生移住支援事業の要件緩和
公共交通事業の人手不足は深刻化しているが、地方創生移住支援事業（移住支援金）において出資金10億円以上の第三セクター（とさでん交通(株)）は対象外となっている

(5)建築業

- 建築基準法における3Dプリンターに係る規定の整備
3Dプリンターの活用は省人化に有効であるが、基本仕様（コンクリートでなくモルタルを使用等）が現行の法規定に適合しておらず、建築物ごとに特例措置を受ける必要があるため、普及が進んでいない

(6)医療

- へき地等における労働者派遣の容認（歯科医師、歯科衛生士）
へき地の医療機関には医師・看護師等の派遣は認められているが、同様に不足している歯科医師、歯科衛生士については認められていない

(7)介護

- 人員配置基準の緩和
・介護職種の外国人技能実習生について、実習開始日から6ヶ月未満の者は配置基準上の職員とみなされないため、その他の人材を確保する必要がある
・見守り機器やインカムなどの業務効率化、負担軽減に資するICT機器を導入した場合でも、法令に基づく職員の配置基準の緩和措置がなく、人員不足が解消されない
- 居宅介護支援事業所における特定事業所加算の取得要件の見直し